

全ての会員・社員の皆様へ

自治会ホームページ掲載の経理処理についての説明

最近の播磨自然高原クラブの運営に異常事態が発生している状況について、全ての会員・社員の皆様に播磨自然高原クラブのホームページや郵送書面を通じて説明とお願いを行って参りました。

- ・ 事務所窓口の緊急閉鎖について（8月7日）
- ・ 不審者の訪問、不当要求に対する注意喚起（9月9日）
- ・ 署名活動についての反論と実際の事実（9月10日）

全く残念な事ながら、つい最近の自治会ホームページには悪意ともとれる一方的に誤った情報が掲載され、多くの会員・社員の方々からご心配のお問い合わせを頂いております。

過去にも、監査の名を借りて事務所から無理やり経理情報を持ち出した後、ホームページに一方的な主張や偽情報を掲載する同様の事が有りました（2018年）。

そして、今年の8月3日には、非公式な暫定運営委員会の名のもとに自治会幹部を含む複数名が事務所に押し入り、従業員を恫喝して経理用パソコンを持ち出して、パスワードを無理矢理聞き出したうえで、内部に保存されていた経理情報を盗み出し、自治会ホームページや配布チラシを通じて意図的に播磨自然高原クラブの運営を貶める一方的な主張と偽の情報を掲載しています。

今回は、播磨自然高原内に居住されていない多くの方々にも出来るだけ真実をお知らせし、ご安心頂くために、敢えて、自治会ホームページに掲載された12項目に対して高原クラブとしての説明と主張を掲載させていただきます。

度重なる不法行為は決して許されるものではなく、偽情報によって播磨自然高原クラブの会員・社員の皆様に不安に陥れる行為については嚴重抗議していくと共に、この様な事が二度と再発しないように対策を講じて参ります。

今後は、播磨自然高原クラブのホームページ掲載やチラシ配布などの手段を充実させて、より正確な情報を皆様に直接発信していく所存でございます。

どうか、皆様の正しいご理解と賢明なご判断を頂きますよう、宜しくお願い致します。

令和2年9月17日

一般社団法人 播磨自然高原クラブ 役員一同

【自治会HP掲載事項-1】

圧倒的多数で黒兼氏らを解任決議！！

裁判所の決定を受けて令和2年7月31日に開催された臨時社員総会は圧倒的多数で黒兼を始めとする現職理事の解任が決議されましたが、黒兼氏らはこの決定を拒み続けています。

【高原クラブの説明、主張-1】

※高原クラブは、現在、役員（理事及び監事）定数を満たさない状況であり、任期の満了又は辞任により退任した役員が役員としての権利義務を有するとの、※法律の定めに基づき、高原クラブを運営しています。

7月31日の臨時社員総会で現職理事7名が解任されると、定款で定める理事の定員数を7名下回る異常な事態となります。それに加えて、高原クラブの業務執行を担う代表理事も存在しないこととなり、混乱を招く事態が想定されました。

このような事態を正常化するには、その対応に相当な期間を要することから、高原クラブの運営が極めて不安定になることが懸念されます。このような事態を未然に防ぐため、7月29日に5名の理事が辞任することにより、臨時社員総会の決議において、理事が解任されないようにしました。

※高原クラブ：一般社団法人播磨自然高原クラブ（当法人とも言う）

※法律：一般社団法人及び財団法人に関する法律

【自治会HP掲載事項-2】

暫定運営委員会メンバーとしての活動を通して様々な実態が明らかになっています（継続調査中）！

播磨自然高原自治会・情報ネットワーク・社員有志の会他で構成される暫定運営委員会の調査で高原クラブの常軌を逸した実態が次々と判明し、従業員が関与していると疑わざるを得ない事案もが発覚しています。

【高原クラブの説明、主張-2】

一般社団法人播磨自然高原クラブ暫定運営委員会との名称を使用していますが、当法人において組織された公式の団体ではなく、当法人とは関係がない団体です。

法律や定款の定めによる機関（団体）でなく、何ら法律の定めによる権限を有するものではありません。

権利を有さない団体が、従業員に強要（従業員が使用する**パソコンを持ち出し**中身を盗み見した。金庫を開けさせ保管している**銀行口座通帳を盗み見**した。など）して知りえた情報を基に「常軌を逸した実態が次々と判明」と主張されていることは、自ら不当行為を認めたものです。看過できるものではなく今後法的処置を講じてまいります。

しかしながら、複数の社員の皆様から「自治会が指摘する「経理の不正」は事実ではないと思っているが、それを説明して欲しい。」とのご意見をいただきましたことから、皆様のご理解を得られるよう、具体的な説明をいたします。

【自治会HP掲載事項-3】

どうなる？黒兼・原田氏が握ったままの8000万円！

黒兼氏は解任決議後も高原クラブの代表者印を個人所有したままであり、原田氏も管理費等の約6000万円の預金がある「みなと銀行」の通帳印を個人所有していることに加え、2000万円もの大金が経理担当者の独断で別口座に振り替えられていることが新たに判明しました。

【高原クラブの説明、主張-3】

印章は、事務規定など規則に基づき適正に管理されています。管理費についても同様です。まるで黒兼、原田が管理費を不正使用しているかのように受け取られますが、**そのような事実は一切ございません。**

2000万円の口座振替について、

船坂ゴルフ登録者の年間登録料の振込口座（みなと銀行口座）から、別口座（ゆうちょ銀行口座）へ振り替えたものです。年間登録料は、年1回の更新時以外ほとんど動きがないため、適正な資金管理のため振替処置しました。

日付	摘要(お客様メモ)	お支払金額	お預り金額	差引残高
02-06-25	振替振込	20,000,000	541,821,168	¥20,821,168
				¥821,168

みなと銀行口座
↓
郵便銀行口座

振替受入明細票

受払通知番号
受入口座番号
払出口座番号
通知番号

令和 2年 6月25日 大阪 貯金事務センター
一般社団法人 播磨自然高原クラブ 様

送金種別	振込
金額	20,000,000円
口座徴収料金	9円

送金人
通信文

【自治会HP掲載事項-4】

経理担当者の不審な行動? 危惧される資金の行方

銀行印を所持する原田氏の山荘へこの経理担当者が都度、訪れて出納業務を行うという極めて異常な金銭管理が為されていたことが明らかとなりました。

更に、この経理担当者は3月から80日間の長期休暇となっているにも関わらず、夏の賞与について自ら優良査定を行ったうえで70万円もの支給を受けており、黒兼・原田理事の両名もこの支出を承認しています。

この経理担当者は一連の事実が発覚後、現在に至るまで一切音信不通となっています。

【高原クラブの説明、主張-4】

賞与の支給については、**給与規定に基づき適正に執行**されています。休暇等の取り扱いについても就業規則ほかの定めに基づき適正管理されています。

自治会が主張する原田氏の山荘を訪れ出張業務した事実はありません。

賞与の具体的な支給額に関する情報は公開できません。高原クラブは、ここ数年損益決算で赤字であり、賞与の総額を前年比5%程度の削減を継続しているところです。

経理担当者の休暇は就業規則に基づき適正に処理されたもので、**自治会が主張する80日間の長期休暇を取得した事実はありません。**

代表理事から従業員へ、不当要求を繰り返す会員らからの連絡対応は、不要であると指示しています。

【自治会HP掲載事項-5】

全職員の職場放棄? 不可解な経理処理と関連か?

臨時社員総会の理事7名の解任決議を高原クラブHPへの掲載を8月4日に求めたところ、拒否したうえで翌日の5日から突如として管理事務所職員の全員が臨時休業と称して職場を放棄したままで現在に至っています。

経理担当者の不可解な行動との因果関係も含めて調査を継続しています。

【高原クラブの説明、主張-5】

権利を有しない会員らから、不当要求を繰り返された従業員は、精神的に限界迄追い込まれています。**会員サービスを実施する従業員の身の安全を確保することは、高原クラブとして最優先すべき事です。**

この事態には、緊急事態として管理事務所窓口を閉鎖し、仮事務所に従業員を配置することで、会員へのサービスを継続しています。従業員は必要に応じて現地に出向き会員サービスを実施しています。従業員には不当要求を繰り返す会員らにとり囲まれ、嫌がらせを受けた場合は、身の安全を優先するよう指示しています。

管理事務所窓口の緊急閉鎖は、やむを得ない事態の対応として代表理事が指示したものです。従業員はそれに従ったもので、当然の行動です。**当法人と関係のない団体及びその構成員は、守秘義務のある経理の内部情報を調査することはできません。**

【自治会HP掲載事項-6】

【播磨自然高原クラブ会員並びに社員の皆様へ】

8月2日に、この事実を知った暫定運営委員数名が、早急に銀行の残高を確認する必要があるため担当職員の了解のもと、通帳をみせてもらいました。宮部旧代表理事も上司である職員も何も知らないうちに、2000万円の口座振替や不明な出金等が発覚したため、担当課長に「出勤して理由を説明してほしい」旨を伝えましたが、それ以降連絡がとれません。

【高原クラブの説明、主張-6】

自治会は8月2日に担当職員の了解を得て、通帳を見たと言っていますが、8月2日の夜に宮部理事から呼び出された**経理担当でない従業員が、自治会幹部メンバーらに強要され、やむなく通帳を渡したことが事実です。**

宮部理事は執行権を有しない理事です。

経理担当の従業員は上司の承諾を得て口座振替や出金を適正に処理実行しています。

当法人と関係のない団体及びその構成員からの理由説明要求には答える義務はなく、繰り返し要求することは不当要求であり強要行為です。説明を求めるのであれば、法律に基づき社員総会などにおいて要求すべきものです。

2000万円の口座振替については、前述のとおりです。

【自治会HP掲載事項-7】

その後、本来事務所に備えなければならない経理帳簿も行方不明であることがわかり、「どこに帳簿があるのか？」と担当職員に連絡をとった30分後に黒兼氏から暫定運営委員会のメンバーに「帳簿を勝手に見るな!警察を呼ぶぞ!」と脅しの電話がかかり、実際にパトカー3台が事務所にやってきました。そして8月5日から何の説明もなく事務職員がすべて休んでしまったうえ、緊急連絡先も告げず、突如として事務所が閉鎖され現在に至っています。

【高原クラブの説明、主張-7】

経理帳簿は、事務所に備え付けていますが、不当要求には提出できません。

当法人と関係のない団体及びその構成員から、帳簿の提出要求はまさしく不当要求です。許可なく事務室に押し入り不当要求を繰り返すことは、威力を持って高原クラブの運営業務を妨害する行為にあたるため、警察が対応したものです。

今後も、不当要求に対しては厳正に対応して参ります。

管理事務所窓口の緊急閉鎖については、前述のとおりです。

【自治会HP掲載事項-8】

一部の職員に連絡しても、「わからない」としか答えず、その後は電話連絡も無視して職場放棄を続けており、会員の納めた管理費の管理が不透明のままです。預託金(約1億円)の存在もまだ確認できていません。

【高原クラブの説明、主張-8】

会員の皆様から納付いただいた管理費などは、規則に基づき適正に管理されています。

法律の定めにより、理事は社員総会において、議案のご質問にお答えする義務がございます。ご質問のある方や説明をお求めの方は、その際にご発言ください。

令和元年度末（令和2年4月30日現在）の会員預託金は、1億3520万円です（社員総会決算議案の貸借対照表(非営利部門)、付属明細書参照）、その内平成18年の高原インフラ取得他費用などで支出した残額（会員預託金残高）8001万7583円は、特定預金の一部（会員預託金残高）として管理しています。特定預金（会員預託金残高）は、8口座に分けて管理しています。

資 産 貸借対照表（非営利部門）	
特定預金	90,017,583円
会員預託金残高【付属明細書 特定預金】	80,017,583円
M銀行普通預金	9,532,006円
M銀行定期預金	10,000,000円
B信用金庫定期預金	10,000,000円
T銀行定期預金	10,056,861円
O銀行定期預金	10,056,861円
Z信用金庫定期預金	10,056,861円
W信用金庫定期預金	10,057,286円
Y銀行定期預金	10,257,708円
災害準備金預金【付属明細書】	10,000,000円
H信用金庫定期預金	10,000,000円

【自治会HP掲載事項-9】

7月31日の臨時社員総会では事務所職員も7人の理事解任にむけて、全面的な協力体制でしたが、現在は黒兼氏の指示で社員サービスを全面放棄しています。

【高原クラブの説明、主張-9】

事務所窓口の緊急閉鎖については、前述に記載のとおり。

従業員は8月に入り執拗な嫌がらせを受けています。それまで従っていた宮部理事が理事を解任されたとして、困惑する従業員を置き去りにして去ったため、従業員は黒兼代表理事に助けを求めました。黒兼代表理事はそれに応じ、**従業員の身の安全を守るため、やむなく事務所窓口を緊急閉鎖したものです。**

それ以降、黒兼代表理事の管理のもと、管理事務所の従業員は仮事務所で会員サービスを行っています。

仮事務所に移設しなければならない原因である、執拗な嫌がらせを繰り返した者は、その責任を負うべきです。

【自治会HP掲載事項-10】

黒兼氏は、8月20日の定時社員総会と称する会合に向けて怪文書を流していますが、この経費はすべて我々の納めた管理費から支出されてしまいます。

【高原クラブの説明、主張-10】

定時社員総会は、法律に基づき高原クラブの重要な行事として実施するものです。それに要する経費は高原クラブが負担いたします。

【自治会HP掲載事項-11】

多くの会員が訪れるお盆の休暇中に、平然と会員サービスを放棄する事務所職員に対しても、辞めさせるべきだとの意見もあがっています。

【高原クラブの説明、主張-11】

会員サービスを実施する従業員の身の安全を確保することは、最優先事項です。

高原クラブの運営を妨害する会員は、会員である資格を欠くものです。

【自治会HP掲載事項-12】

突然の事務所閉鎖の根本原因は、黒兼氏の権力の座への異常な固執であり、同時に不透明なお金の流れの追及をおそれているためです。

【高原クラブの説明、主張-12】

規則に基づき適正に管理されています。

前述のとおり、7月に宮部前代表理事は、自治会幹部や従業員（宮部前理事らから強要されて参加）などで構成する暫定運営委員会と称する任意団体を結成し、施設管理者（代表理事）の許可を得ずして会議室などを占領使用し、高原クラブ執行部の批判活動の拠点とされました。8月に入り、暫定運営委員会の構成員や自治会幹部らが従業員に対して嫌がらせ不当行為を繰り返したことから、従業員は、精神的に限界迄追い込まれ、やむなく事務所窓口の緊急閉鎖と仮事務所の設置を行いました。

8月31日に暫定員会委員長と称する丸山哲男氏（自治会会長とも称している。）から管理事務所配置の従業員5名に「通知書」が送付されてきました。「通知書」には、

事務所窓口の緊急閉鎖は、従業員が「職場放棄ないし無断欠勤を続けています。これは職務専念義務違反であるほか、会員に対する著しい背信行為です。」また、「事務所への職場復帰の意向のある方は、自己の行為についていかなる反省をしているのか。また会員・社員へどう謝罪するのかについて文書で明らかにして下さい。」

と書かれており、この「通知書」を送られた従業員は、自治会幹部らから執拗な嫌がらせを受け、精神的に限界迄追い込まれ、やむなく事務所窓口を緊急閉鎖したもので、その上に、嫌がらせをした幹部が所属する自治会会長から、このような「通知書」を送られるのは脅迫されたように感じると震えています。

会員、社員の皆様のご協力をいただき、一日でも早く正常化を得るため努力をして参りますので、ご理解いただきますようお願い致します。